

外国にルーツを持つ児童生徒に対する 特別な教育的支援に向けて

國 弘 保 明*¹

1. 緒言

町を歩けば様々な場面で外国語を耳にする。岡山駅・倉敷駅といった観光の拠点に行けば、大きな荷物を抱えた観光客をよく目にする。山陽本線に乗れば倉敷駅到着前に、美観地区観光には当駅で下車する旨、英語のアナウンスも流れる。しかし、外国語の話者は観光地にのみ存在するわけではない。生活圏としてのショッピングセンターなどでも中国語やベトナム語等で話す人々を目にする。とあるショッピングセンターのファストフード店では、通路と店内を区切るガラスの壁に「アルバイト募集中！」と日本語で大書されているのと同じ大きさで、「招募員工！」と中国語で大書されているのを目にする機会もある。これは明らかに観光客ではない、外国語を使う地域住民の存在を示している。

本稿は、本学が立地する倉敷市を中心に、外国語を第一言語とする地域住民としての児童生徒、すなわち、外国にルーツを持つ子どもを対象とし、学校教育に関する現状とそこでの支援について考察する。

2. 地域の特性

法務省の在留外国人統計¹⁾によれば、2016年12月末現在の総在留外国人数は2,913,314人にのぼる。このうち、岡山県には24,146人が在留している。7市3町で構成される高梁川流域圏には倉敷市の5,590人を筆頭に、計9,007人の外国人が在留している。高梁川流域圏成長戦略ビジョン(第2回改訂)²⁾では外国人については観光客という視点でのみ触れられているが、農業・商工業等に従事し、地域で共に生きる住民としての在留外国人という視点も忘れるわけにはいかない。

本学が位置する倉敷市の中南部に位置する水島地区は、オールドカマーの集住地として知られる。

1941年に起工された三菱重工業水島航空機製作所をはじめ、水島は軍事産業の一大拠点であった。44年の最盛期には水島航空機製作所で3万人に及ぶ労働力が国内外から動員されたとされる³⁾。倉敷韓国人会館には「韓国・朝鮮人強制連行労働犠牲者慰霊碑」も建立されている。水島には現在も、水島に深く関わった在日コリアンが在住している。1945年開設の旧倉敷朝鮮初中級学校にルーツの一端を持つ、岡山朝鮮初中級学校も同地に存在する。

水島工業地帯は岡山県の製造品出荷額等の52.8%を占め、従業員数でも対全県比で16.4%を占める⁴⁾。このため、水島に集う外国人労働者も多い。これは技能研修生と他の滞在資格を持つ労働者に二分される。前者は企業が直接受入れているケースもあるが、企業団体による団体監理型受入れも多いようである。いずれにしても、技能研修生は家族を伴う来日は認められていないため、「外国にルーツを持つ子どもたち」とは直接の関わりを持たない。「外国にルーツを持つ子どもたち」の保護者(あるいはその周辺)となるのは後者の労働者である。

また、隣接する総社市は、2017年現在、人口の1.54%を外国人が占め⁵⁾、外国人集住都市会議にも加盟している。外国人集住都市会議とは2001年に結成された組織で、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する22市町によって構成され、中四国以西では総社市が唯一の参加都市である。総社市には2008年にブラジル人学校「エスコラ・モモタロウ・オカヤマ」も開設されている。

3. 支援対象者は「外国人」であるのか

ここで用語の整理をしておきたい。先述の「総在留外国人」とは、中長期在留者及び特別永住者を指す。前者の「中長期在留者」は、「外交」「公用」「短

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科(総合教育センター)
(連絡先) 國弘保明 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-mail: kunihiro@mw.kawasaki-m.ac.jp

期滞在」以外の在留資格を有し、「特別永住者」ではなく、3ヶ月を超える在留期間を有する者を指す。後者の「特別永住者」は、第二次大戦中に日本国民とされた在日韓国人・朝鮮人・台湾人とその子孫が第二次大戦終結により本来の国籍を回復した後に、日本への定住を考慮されたうえの資格を有する者を指す。

これに対して、出入国管理及び難民認定法第22条2項⁶⁾によれば、(一般の)「定住者」は「素行が善良であること.」「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること.」に適合し、かつ「その者の永住が日本国の利益に合すると認めるとき」に法務大臣によって許可されるものである。「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること.ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する」。しかし、「永住許可に関するガイドライン」⁷⁾によって特例として以下が認められている。「日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること」あるいは「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること」等である。

中長期在留者同士が婚姻し、出産した場合、それだけで子どもは日本国籍を取得しない。この場合は外国籍を取得して、日本で生活することになる。父または母が日本国籍を有する場合には、国籍法第2条⁸⁾によって子どもは日本国籍を取得する。ただ、国籍の如何は子どもの言語環境に直接の影響を与えるものではない。また、生育環境に関しても同様である。日本国籍を有しない子どもが日本国内の日本語環境で成長し、第二言語としての日本語に不自由しない場合もある(この場合、第一言語を喪失し、家庭内のコミュニケーションがうまくとれなくなってしまうという事案も散見される)。また、日本国籍を有する子どもが生育環境を求めて外国の親戚のもとで養育され、就学期になって日本の両親のもとに戻ってくるケースもある。この場合、第一言語は保持していても、日本語は未習得であることが想定される。

初等・中等教育の現場で、日本語がわからずに困っている児童・生徒に対するサポートが、「外国人児童」に対する日本語支援と言えない理由はここにある。教室にあって先生の授業や周りの子どもたちの日本語がわからずに困っている子どもは、日本国籍を有し、国籍法の定めるところの「日本国民」であるかもしれないからである。このため、上述の子どもは

「外国にルーツを持つ子ども」「日本語指導が必要な児童生徒」「日本語能力が十分でない子どもたち」と呼ばれ、そのサポートが求められている。

4. 受入れの現状

在留外国人数の増加に伴って、外国人児童生徒数も増加を続けてきた。2017年6月13日、文部科学省は「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」⁹⁾を発表した。これによると、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は34,335人で前回調査より5,137人増加した。都道府県別に見れば、最多は愛知県の7,277名であり、岡山県には104名である。日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は9,612人で前回調査より1,715人増加した。同じく都道府県別では、最多は愛知県の1,998名に対し、岡山県は53名である。

また、文部科学省が作成した「日本語能力が十分でない子供たちへの教育について」¹⁰⁾によれば、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒は10年で1.6倍に増加したものの、そのうちの2割は日本語指導を受けることができていないと指摘している。公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、大都市圏に比べ岡山県は多いとはいえない。しかしながら、当該児童数が少ない自治体ほど担当教員が措置されにくい状況にもあり、人数の多少が問題の大きさを表すものではない。

倉敷市においてはどうか。市内で校長職を勤めたこともある市の職員に、個人的な場面で筆者の問題意識を披瀝したところ、身の回りでそのような問題は知らないという答えを受けたこともあった。2017年に50周年を迎えた新制倉敷市は市域が広く、市内であっても地域によって事情が大きく異なり、実情がつかみにくいきらいはあるだろう。また、倉敷市は構造改革特区の一つとして2004年に「国際文化都市倉敷」英語教育推進特区¹¹⁾として認定されるなど、日本語支援というよりは英語教育に注力しているという話も学校関係者から聞く。ただ、市の南部を中心に外国にルーツを持つ子どもたちの問題は確実に存在する。

「日本語の指導が必要な子ども」は通常の転校生と同じように、直接学校に訪れることが多いという。ここに特別な措置はない。そして、学齢により所定のクラスに配属される。受入歴があり、学校に外国にルーツを持つ子どもがいることに慣れている学校の教員は、(マジョリティーである日本人の)子どもたちは慣れたものだと言う。とはいえ、うまく意思疎通ができずけんかになってしまうこともあるという。また、意思疎通がうまくいかない場合、同じ

第一言語を持つ在日期間の長い生徒を呼び出し、「通訳」してもらうこともあるそうだ。

日本語が不十分なまま、日本語で運営されるクラスにずっと在籍する不安はいかほどのものか。授業では教員と周囲の児童が何かをしている。しかし、自分一人がその何かが定かではない環境というのはどのようなものだろうか。担任の教員にしても周囲の児童との兼ね合いをはかりながら当該児童のケアにもあたる必要があり、その苦労は大変なものだろう。

子どもはその特性を活かし、日本語がゼロ、あるいは不十分であっても、クラスに在籍し日本人児童と触れあうなかで、成人では考えられないほどに日本語を身につける。しかし、それは「生活言語」にとどまり、友だち付き合いだけでは「学習言語」にまで進展することはなかなか難しいという。また、登校しなくなり日本語との接点が少なくなる長期休暇の問題もある。外国にルーツを持つ子どもは親戚を訪ねて、長い時間日本から離れることもままある。それは自然なことだと思われるし、少なからぬ効用はあるだろうが、日本語環境からは離れることになる。2017年8月末に、筆者が倉敷市内の小学校で担当教諭に話を伺った折もまさに2学期の始業式直前であり、日本語の保持について心配する声も聞かれた。

5. ボランティア団体の活躍と情報提供

現在倉敷市では、在住外国人に日本語を教えるボランティア団体が5つ存在する¹²⁾。このうち倉敷地区で実施されている「倉敷日本語教室」「倉敷善意通訳会」、水島地区で開催されている「水島日本語教室」を、2017年9月までに見学することができた。支援者は、多い教室でおおよそ15名、少ない教室で5名弱といったところだった。いずれも支援者と被支援者が1対1、あるいは1対2でテーブルをともにし、日本語に関わる活動を行っていた。支援者はもとより被支援者も成人が多かったが、就学期の児童・生徒が親に連れられてふと現れることもあるとのことだった。実際、ある団体の教室には小学生が宿題を持って現れ、教員経験者の支援者とともにプリント学習に取り組んでいた。

倉敷市では国際課を設置し、「国際交流の推進」「多文化共生の推進」「国際協力・貢献活動の推進」を3つの柱としている¹³⁾。日本語支援はこのうちの「多文化共生の推進」にあたり、「外国人に日本語を教えるボランティア団体を支援したり、在住外国人へ多言語による情報提供などを行います。」としている。実際に、倉敷市では市中心部に文化交流会館を

持ち、その中に国際交流ラウンジ・国際交流情報コーナーを設置している。また隣接する会議室はボランティア団体の活動の場としても用いられている。

ただ、「在住外国人へ多言語による情報提供」は心許ない。倉敷市のホームページ¹⁴⁾を見ても外国人住民が日本語以外でアクセスできる情報は非常に限られている。ページ上部に「▶ English ▶ 中文 ▶ 한국어」と記されたリンクはあるものの、これはホームページ全体をそれぞれの言語で機械翻訳するためのリンクに過ぎない。人口規模の違いから単純に比較ができないことはいうまでもないが、外国人住民が多い横浜市のホームページ¹⁵⁾が「English・中文簡体・中文繁体・한글・Español・Português・やさしいにほんご」の7バージョンで対応していることを考えると、いささかの格差は感じざるを得ない。

6. 行政の取組

6.1 文部科学省

日本語の指導が必要な子どもたちに対し、国は近年、段階的に取り組んできた。2014年には「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行」¹⁶⁾により、「日本語に通じない児童又は生徒」に対して「特別の教育課程」を実施することを可能とした。この特別な教育課程とは日本語の指導に加え、児童・生徒の日本語力に応じた教科指導も含まれる。これにより、学校の中での日本語指導が正規に位置づけられた。また、この特別な教育課程に携わる教員が、学校の教員定数に上乘せされて加配されることにもなった。2016年には「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」が開催された。この報告書を受けて、2017年に文部科学省が発表した「平成29年度教員採用等の改善に係る取組事例」¹⁷⁾では「外国人児童生徒等教育に係る経験を積んだ者」について、「国内での外国人に対する日本語教育に従事した経験も含め、これらの経験を考慮した一部試験免除や特別の選考など、教育支援の充実に向けた採用選考の実施に努めてください。」とし、教員採用の観点に踏み込んで、学校での日本語指導に対応しようとしている。

6.2 岡山県、とりわけ倉敷市

県内では岡山市・総社市で教員の加配が行なわれている。倉敷市は未実施である。

岡山県では2008年から財団法人岡山県国際交流協会がボランティアの「子ども日本語学習サポーター」を組織している¹⁸⁾。これは日本語指導が必要な児童・生徒を受入れた学校の要望を受け、ボランティアのサポーターを派遣する制度である。一度の申請で原

則として10回、サポーターを学校現場等に派遣している（場合によってはさらに10回延長が可能）。サポーターになるためには原則として県内在住・在勤で、岡山県国際交流協会が実施する講座を修了し、登録をする必要がある（筆者も過日、講座を修了しサポーター登録をしてきた）。登録した年度から2年間で、サポーターとしての資格を得て、以降は2年ごとの更新となる。

この「子ども日本語学習サポーター制度」だが、倉敷市の教育関係者に周知されているとはいえない状況にあるという。倉敷市の校長会でもさほど認知されていないのではないかと述べる教育関係者もいた。文化交流会館の国際交流ラウンジにチラシも掲載されていたが、それをを用いる側の学校関係者に認知されていないのは残念である。市で独自の取組みがない以上、本制度は日本語支援につながる重要な機会となるはずであり、その周知の実情については今後の調査課題としたい。

また、倉敷市では「倉敷市学校園支援ボランティア」を募っている¹⁹⁾。この内容は「授業中や放課後、長期休業中などにおける児童生徒の学習支援、幼児児童生徒の生活支援、幼児児童生徒の学校園での生

活上の課題等に対する支援」としている。筆者も及ばすながら、こちらにも登録を済ませた。

7. 結語

2017年9月から、筆者も倉敷市の某小学校で「外国にルーツを持つ子ども」に実際に接するようになった。日本語教育を専門としてこれまで様々な学校で、様々な文化を背景に持つ学習者に接してきたが、年少者に対峙するのは初めての機会である。どう接すればよいのか、どのようなことに興味を持つのか、そして日本語支援の時間をどのようにデザインすればよいのか。成人の学習者に対する方法とは異なり、考えるべき点は多い。

初等・中等教育機関の教員は多忙を極めていて、10年ぶりに行なわれた文部科学省の調査で判明したように、残業が過労死ラインとされる月80時間を越える例が、中学校では6割近く、小学校でも3割に及ぶ²⁰⁾。本職の学校教員にしかできない教育活動は多い。ただ、その一方で、より学校を地域で支える方策も必要であろう。筆者も自身の専門性を活かしつつ、地域の実情を観察し、それに即した支援の方法を模索し、地域に貢献したいと考える。

文 献

- 1) 法務省：在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表。
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html, 2016. (2017.9.29確認)
- 2) 倉敷市：高梁川流域圏成長戦略ビジョン（第2回改訂）。
http://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/87328/H29.3Kaitei_vision.pdf#zoom=100, 2017. (2017.9.29確認)
- 3) 土屋篤典：「軍都」水島。岡山・十五年戦争資料センター編、総動員の時代—私たちはこうして戦争に呑みこまれた—、吉備人出版、岡山、68-85、2005。
- 4) 岡山県：水島臨海工業地帯の現状。<http://www.pref.okayama.jp/page/378041.html>, 2017. (2017.9.29確認)
- 5) 総社市：外国人住民の人口。
<http://www.city.soja.okayama.jp/jinken-machi/kurashi/tabunkakyousei/gaikokujin-jinko/gaikokujinjinkou.html>, 2017. (2017.9.29確認)
- 6) 電子政府の総合窓口 e-Gov：出入国管理及び難民認定法。
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26SE319.html>, 2016. (2017.9.29確認)
- 7) 法務省：永住許可に関するガイドライン。
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan50.html, 2017. (2017.9.29確認)
- 8) 法務省：国籍法。<http://www.moj.go.jp/MINJI/kokusekiho.html>, 2014. (2017.9.29確認)
- 9) 文部科学省：「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」の結果について。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm, 2017. (2017.9.29確認)
- 10) 首相官邸：第35回 教育再生実行会議 配布資料。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai35/siryou.html>, 2016. (2017.9.29確認)
- 11) 首相官邸：「国際文化都市倉敷」英語教育推進特区。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/041208/dai6/071.pdf>, 2014. (2017.9.29確認)
- 12) 倉敷市：国際課。<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurakoku/>, 1996. (2017.9.29確認)
- 13) 倉敷市：倉敷市は国際平和交流を推進します。

- <http://www2.city.kurashiki.okayama.jp/kurakoku/khk/index3.htm>, 2017. (2017.9.29確認)
- 14) 倉敷市：倉敷市公式ホームページ. <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/>, 2017. (2017.9.29確認)
 - 15) 横浜市：市役所トップページ. <http://www.city.yokohama.lg.jp/>, 2017. (2017.9.29確認)
 - 16) 文部科学省：学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm, 2014. (2017.9.29確認)
 - 17) 文部科学省：平成29年度教員採用等の改善に係る取組事例.
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/==icsFiles/afiedfile/2017/02/17/1381762_1.pdf, 2017. (2017.9.29確認)
 - 18) 岡山外国人児童生徒日本語学習支援研究会：子ども日本語学習支援ガイドブック. 財団法人岡山県国際交流協会, 岡山, 2012.
 - 19) 倉敷市：学校園支援ボランティア. <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/18843.htm>, 2017. (2017.9.29確認)
 - 20) 文部科学省：教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について（概要）.
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/1385174.htm, 2017. (2017.9.29確認)

(平成29年12月21日受理)

Special Educational Assistance to Children with Roots in Other Countries

Yasuaki KUNIHIRO

(Accepted Dec. 21, 2017)

Key words : educational assistance, special needs education, juvenile, language support, Kurashiki City

Correspondence to : Yasuaki KUNIHIRO

Department of Social Work

Faculty of Health and Welfare

Kawasaki University of Medical Welfare

Kurashiki, 701-0193, Japan

E-mail : kunihiro@mw.kawasaki-m.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.27, No.2, 2018 413 – 418)